福岡県副知事倫理条例施行規則の

部を改正する規則

入

事

課

兀 兀

福岡

再

]県職員の勤務時間、

休暇等に関する規則の一

部を改正する規則

五

(県民情報広報課

部を改正する規則

容師法施行細則及び美容師法施行細則の一

行規則の

部を改正する規則

る規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一

部を改正す

福岡

自然環境課

規

則

第四号

第九号

目

次

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の

部を改正する規則

保健衛生課

兀

福岡

則

福岡

県 補助

金等交付規則の

部を改正する規則

財

政

課 課

五 五

する規則

事

示

(第六百

号

六百四号)

屋外広告物を表示し、

とするとき、

知事の許可を受けなければならない地域の指定の一部

(公園街路課)

六

規

又は屋外広告物を掲出する物件を設置しよう

示

(総務事務センター 会計管理局会計課

六 六

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正す

指定代理金融機関の指定の

一部改

会計管理局会計課

五

改正

き地等学校の指定に関する規則の

部を改正する規則

教育庁教職員課

六

成

一十三年三月三十日

ここに公布する

鳥獣の保護及び狩猟の

教育委員会

成 千二 士 百三十六号 车 月 三十 Ħ

増

刊

(1)

る規則 福岡県教育庁組織規則及び九州歴史資料館組織規則

福岡県立図書館組織規則の 福岡県教育センター 組織規則の一部を改正する規則 部を改正する規則 の (教育庁総務課 教育庁総務課 部を改正す 教育庁総務課

福岡県教育庁事務分掌規程の 福岡県教育庁事務決裁規程の 部を改正する訓令 部を改正する訓令 **教育庁総務課** 教育庁総務課

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課

 $\overline{\circ}$

八 八 七 七

 $\overline{\circ}$

]県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意

見陳述の機会の付与の手続に関する規則

人事委員会事務局給与公平 課

.県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規 人事委員会事務局給与公平

人事委員会事務局給与公平課 五

福岡県職員 あ 給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正 人事委員会事務局給与公平 課 七

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 人事委員会事務局給与公平 課 八

管理職員等の範囲を定める規則の

部を改正する規則 人事委員会事務局給与公平 課 丌

部を改正する訓令

人事委員会事務局給与公平 課 八

適正化に関する法律施行細則 則 の 一部を改正する規則を制定し、

定期発行日 每週月水金曜日 様式第5号 (第13条関係)

指定猟法許可申請書

年 月 日

印

福岡県知事 殿

申請者 住 所

電話番号

氏 名

職 業

生年月日 年 月 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定により指定猟法禁止区域 における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、同条第11項において準用す る同法第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

指 定 猟 法 の 種 類	
指定猟法によらなければなら な い 理 由	
捕獲等の目的	
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等の区域	
捕獲等をしようとする鳥 獣 の 種 類 及 び 数 量	
学術研究を目的として捕獲等 をしようとする場合にあって は、研究の事項及び方法	

- (注)1 申請者本人の自署の場合は、押印は不要です。
 - 2 申請者が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及 び代表者の氏名を記載してください。
 - 3 申請書には、捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面を添付してください。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を 書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第三号中

附 則

この規則は、 平成二十三年四月一日から施行する。

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改

平成二十三年三月三十日

正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県規則第五号

福岡県知事 麻 生

渡

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

福岡県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。 政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則 (平成七年

第四条中「先物取引による事業所得」の下に「、譲渡所得」を加える。

報

先物取引の 辎 所得 を

に

所得

事業・譲渡

雏

先物取引の

改める。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

福岡県知事

麻

生

渡

福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県規則第六号

福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則

改める。

附

この規則は、 公布の日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布

平成二十三年三月三十日

福岡県規則第七号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

福岡県知事

麻 生

渡

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則 (昭和三十四年福岡県規則第四十二号) の一部を次のように

改正する。

第二条中「第八条」を「第九条」に改める。

第三条中「第九条」を「第十条」に改める。

第四条第一項中「ときは、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、 同項に

次の二号を加える。

理容師法施行規則 (平成十年厚生省令第四号。 以下「施行規則」という。) 第

福岡県副知事倫理条例施行規則 (平成二十二年福岡県規則第二十号) の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第一項第一号ロ中「先物取引による事業所得」 の下に「、譲渡所得」 を加える

様式第三号中

先物取引 9 事業 嗧 疋 能 を

先物取引の

事業・譲渡

疋

鄃

に

辎

		琳				Ħ	Ħ				剛						開設		
中	ж Э	中	F	ふりがな	中	Я	13/10	莊	Ж	ふりがな	中	Ж	\overline{C}				開設者住所		
疋	¢ (∕⊓	严		がな	严	凼	がな	所	ク位	がな	严	砂	がな	全	ΗŅ		Τ	福岡県	
														- M-	ふりがな			遍	
														圻山	N Y-)			<u>+</u>	
							:											保健福祉(環境)事務所長	
															Ĥ			ā祉(ほ	
															1			環境)	
																		事務	
														· 問				听長	
															理			殿	
														品	理理				
														쒀	沿		TEL		
														巾	部			渵	
			_					_						取~	币資				
					[得年	香格			松	
														月日	福富				
	Ti	<u> </u> 	1 1	-	<u> </u>			!		:	<u> </u>		nnk	ш		E	- 13	疟	(表)
									};	‡ <u>}</u>			営業所付近見取図		営業所の所在地	氏名	ふりがな	7	ران ا
条例第3条第4 (营業形態:		-; ; -; ;	- -	- 	:	; ;;- ·	· • :			;; ;;		 	付近		の所		な		
第3				-		_ _ 							見取		在地			噩	
徐 德													K						
元 4 加		-}	- -	- 		}{ {	·	 			·	}}						設	
2.1	‡-			- ‡															
7	÷-			:		<u> </u>													
とだし書		÷		- 		} }				ļļ								Ħ	
とだし書に該				- - - 		;; ;; ;;												画	
こだし書に該当す										1	·							圃	
こだし書に該当する施																		副	
4 号ただし書に該当する施設										1					名利			圃	
こだし書に該当する施設															名称			国	
∶だし書に該当する施設															名称			画	
Ŀだし書に該当する施設															名称			副	
∟だし書に該当する施設)															名称			翻	
∟だし書に該当する施設)																		届	
∟だし書に該当する施設)										1					名称 TEL		E	年	
⊦だし書に該当する施設)																	ED ED		

従業者の状況

# >	E > 1	₩ >	E >	∄≻	∄≻	E ≻	∄≻	E >	E >	E >	E >	E >	Δ	± \	年月日	異動
															宋	0.00
															 - 	生年月日
															管理者資格証	談当懶に記ち角 してください。
															免 許	で年月日を記入
提示書類 1 法人が限 2 理容師6	- 2 管理理 3 外国人 4 参動理	添付書類 1 従業者	⊞≻	日>	∄≻	E ≻	E >	E >	E >	E >	压入	E≻	⊞≻	E >	年月	畑
	1/1/1-1/1/1	が 続	_i_	i.	<u> </u>										Ш	動
とするに当たっ	管理理容師については資格を証する書類 外国人が開設の届出をするに当たっては 移動理容所については、自動車検査証(写 - 書類	緇														3 J. A.
とするに当た	근접당	緇													田 水 水 :	
をするに当たっ	/ 1 1	緇													田 宋 水	

								届出		 届かせる			٦	
 	 			 	 	 	 	弁	特記	 出年 電尼	処理		ל	
				 				月日	日事項	受日移年	HN		4	
								吊割	浀	 香油 解	徭		9	
								届出等記載事項		 検査確認実施 年 月 日	第1見出塗色		ታ	
								真頂		施日核部	44 白		//	
										 検査確認済証 年 月 日	₽₹		マ	
										 認用	ア列青		7	
										検の	イ列黄		57	_
										検査確認済証 の 番 号	浀	用价	ν _Έ	
											ウ列赤		٦٢	
										温	標			
										福	工列線			
										计				
								確認		受領印	才列黒		! ! !	
								田		出	- 311111			- 1
	 	届出		半号				`						
 	 	 	 	 	 	 	 	年月						
								3 H		 数 領収年月日				
								届出等		当 出納!				
								届出等記載事項		物員印				
								真頂		 起年				
										 田 				
										実中決年				
										 田				
										裁口線				
										確認				
										A 計 公				
\downarrow								_		検査確認済証交付(例文)伺 決裁				
								確認		文)伺 決裁権者				•
								日		権者		唦	描	_

平成23年3月30日 水曜日

	建容所	移動					1	10	11		Ċ	5	ď		00		7		ກ	5	,	4	٥		^		_		×	
16	15	14	13				ĸ	莅	湉	B	K	7	T T	}	Ж		祟	76	祥	洗		格の子の子	4 1		4	Ĥ	帝	Î		描
当業業	車両	車台	車名								玄	‡	自士	╁	#		剪		嫐			調と記述	ות כ	Α.	Di	>	翭	É		谷野
営業区域及び 営業時間	可番号	番号	型式				ž	间	ХŒ	B	**				剾		野		許	1婦	i	椅子と待合椅子 との間隔		∢	HI	A	丹	ì	分	竹 稱 這
							-	+	† \(\frac{1}{2}\)	-								ر ⊗					8						二 国面	設備
							1.1.2	☆ +⊀	个十分				•		•			5 ない		•		•	74.6		•	_	•	_	画 아	地
		13	12			<u> </u>		10	9		α	5		1 ∃	<u></u> 海	3	m ₂	器			m ²	3		iii		m² ວ		+	論。	=
		3 汚	2 給			1 数	١.) -	ří	Ή	Щ	Н	副	8	<i></i>			<u>Б</u>		5		4	٥		7		描	1	強	
		⅓	火			鈲	H K	一花	逡	ŧ.	洲	ļņ	中台					三		然		煮	읡	ļţ	7	\ t	1)3]	ŀ	器	
		タンカ	タンク			無品	4	心 拼 聞	· * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		#		当然年	+4				液器		外線		沸	Ķ	lì	 	*	香		具谷	
						<u>∂</u> †) †	9		9		8	†			(短出)	₩ ₩ ₩ ₩		94		⊗ †	8						数量	
		リットル	リットル			るない		Z #1.1	0 711		177		0 /4/1				曲	5 ない		6 WI		る ない	5 /4/1		-				又は有	
		-	7		$\frac{\perp}{\uparrow}$	1	<u> </u>			_	- 1	<u> </u>		_	-	<u> </u>	<u> </u>	1 1	_	-	<u> </u>	1			Π.	נ :	10	•	淮	<u> </u>
} }		 	· · · · · ·	∤}- ∤}-	- †- - ‡-	- 	{ ∤	}} }}	4 4	} }	·	 	 	· - + · - +	¦ · ¦ ·	+	- 	 	 	}}- }}-	-	· - · -		· ·	 	}	· - †- 	 	- † -	†¦; ∤ ;
				 -						}	 - 	‡		<u>ل</u> ا إ		+					-				‡			- 	+-	I
												;		;											;] []
				 -	+		 					!		·- !		+									¦		¦ -	 		 -
				- -	- j- - j-		 	 	j			† †				7	-) 	 		-1	·			† †		j- j -	- 		;;-
							 -	;			 -	¦		 		-		 							¦	}		 -		
														}							- [{					
						- 	} }		. ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ ـ	!	اد ۔. از ۔.	 		ز ز					 	- -	- j.			ار از	}		 ! - !	- i	<u>-</u>	<u> </u>
						-				:	إ	}		ند - ٠			-]		:	- إنـ		1	
				+:-	1			:	:	}	:	÷	2			-	-:				-1		1		+	>	:	-		
				 	- ‡-	<u>.</u>	<u>-</u>	;		;		÷	;	;	¦.		-:				-				÷	;				
							 			;			;			<u> </u>	- +				- 1			;	‡	;		- 	<u> </u>	<u> </u>
					- ‡-			};	🕂		- 4			🖁	¦.	ij.		<u> </u>			-				+		4-			
									- 1	}	- 4	¦		- 4		-	- 	<u>}-</u> +		 ¦-					‡			 		 -
		-					·		j	} }		† ‡	}	- +	- -	1	- 	} - 	 		-				+		4-	 		1 } } }
 				}}- }}-		- } - ·	 	}}							1	٤.		<u> </u>	ļ	L!_		1 1		:		:				1 1
		 				- } - ·	<u> </u>		J .		. ــ ــا	¦		ب ـ ـ	<u>-</u>	1	- 1	i i	i	1	- 1				:	- 1		Ţ		<u> </u>
				ļ ļ		_		L! !	J		رد اد	ļ		 	k		-				1			<u>-</u>	<u>}</u>		4-	- <u>-</u>		- - -
			 				<u> </u>	L L	J		J	ļ		 			-								} }		4-			
				L L _ L _ L _ L _ L _ L _ L _ L _ L					J		رد اد	ļ		 			-				1			<u>-</u>	<u>}</u>		4-	- <u>-</u>	<u> </u>	
				L L _ 1 _ 1 _ 1 _ 1 _ 1 _ 1 _ 1 _ 1								\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 1 1 2 2 2								1				4			- <u>-</u>		
				1								\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	1 1 5 2 2 2								- 4				4					

改正する。
・
改正する。
・
の正する。
・
の正する。
・
の一部を次のように
・
の正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

第三条中「第八条」を「第九条」に改める。

次の二号を加える。(第四条第一項中「ときは、」の下に「次に掲げる事項を記載した」を加え、同項に

十九条第一項各号に規定する事項 - 美容師法施行規則 (平成十年厚生省令第七号。以下「施行規則」という。) 第

第六条第二項中「美容師法施行規則 (平成十年厚生省令第七号) 」を「施行規則」「条例」という。) 第六条第四号ただし書に該当する場合は、その旨二 福岡県理容師法・美容師法施行条例 (平成十一年福岡県条例第四十六号。以下

条第二項中「同条例」を「条例」に改める。十六号。以下「条例」という。)」を「条例」に、「同条例」を「条例」に改め、同第七条第一項中「福岡県理容師法・美容師法施行条例 (平成十一年福岡県条例第四に改める。

様式第三号を次のように改める。

福

従業者の状況

	E >	臣〉臣〉	E >	⊞ ≻	E >	日 >	E >	E >	日>	EE >	€≻	E >	压入	E >	年月日	異動
-														-	T T	D bi
-															<u>IX</u>	な 生年月
]	
															管理者資格証	該当欄に記号番 してください。
															培 免	号年月日を記入
	ホ書類 法人が開 善な部の	≡従館外移≡ 飛業理国動業 者美人集 健容な容	↓ #	E >	E >	⊞≻	E >	∄≻	E >	EE >	⊞≻	⊞≻	<u>.</u>	E:>	年月日	異動
	設の届出をす いず(同大)	東湾の東部(部にしいして 日間のは開出 日にしいて														اخ ا
	るに当たっては登	結核、感染性皮膚8は資格を証する書業は資格を証する書業をするに当たって1をするに当たって1は、自動車検査証(宋	1)
	$^{\prime\prime}$														水	i
	ה ה	品核、感染性皮膚疾患について) は資格を証する書類(写) をするに当たっては外国人登録証明書 確認印 は、自動車検査証(写)及び写真													水	t

=	未容 所	移動		_	13	12	=	10	9	8	7	6	5 洗	4	ω	2 :		×	
16	15	14	13			嵚	浻	釆	無谷	*	無	洗	ਰਾ	格ののの	符合	华	侖		無
心 能 雅 雅	画	申	車名					盘	美容椅子の間	#	剪	赊饭		§子と待: この間隔	5年9	□▷	牃		哟
当業区域及び 当業時間	㈱	쒀	الظ						の間			첫	+	合格	$ \mathbf{x} $				所 構
及び	加	ф	式			似	極	茶	圖	마	疋	華	華	子	圃	哥	严	分	造設
						+ 53	+33					9t			⊗ †			面積間	痡
									•			8		•	87			, 。	魏
						不十分	不十分		3	3	⊒ ₂	ない	₹	з.	ない	₹.	₹	嗣´	,,,
F		13	12			10	9	8	7	<u></u>		器	<u></u>		巡	2		고 다	
		汎	給給		麥	>	光	Ж	器			o	ъ	4	ω	7. U	紪	備	
		⅓	*		顿	工換	苍	빴	具			消毒	姚	鬞	拟	イヤ	唦	器	
		タソ	タン		採	巡戏	쐴	Will.	格納			液	外			 -	夲	具	
		Ú	7		品	聞	益	益	庫			器	線	巣	似	Ť	4	′位	
					9+	9+	91	91	94		() 短	∄ ⊞ 8+ ⊮ % 0∨	91	Ø †	91			数量	
		_	IJ		97	8	87	91	87		1 10	Щ	8	8 1	97			ΣI	
		リットル	リットル		ない	ない	ない	ない	ない		×	ない	ない	ない	ない	10	10	:有無	
 		Ì			<u> </u> 					<u> </u>			<u> </u>						
}					}{-	}}-								}			[}	(((
				}}- 	j			·	ļ ļ - ·		 	ļ	ļ			}}	}} 	ļļ ļ	
		<u> </u>																	
				: :	11_	<u>:</u> ;-	: :	: :	: :										
					1 1	1 1	7-1	· 	j j :		 	}	- 			 			
			 	;; - ;; - ;; -	 	 	-; -; -;	·	i	 	¦¦ ¦¦			; ; ; ;		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	 	r r	
				†	 			·						1			 	r r r	
				†	; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;		-;	·		 				1					r
						1-1-				/\ 	' † ! †								
					J L -	1-1-										<u> </u>			
				1	J C	1-1-				J	/					<u> </u>			
				1	J					J				A		<u> </u>			
				1	J					J				A		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
				1	J					J				A		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
				1	J					J				A		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
						J-													
					J														

附 則

(施行期日)

1 (経過措置) この規則は、 平成二十三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、

当分の間、

所要の修正をして使

用することができる

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公

平成二十三年三月三十日

布する。

福岡県知事 麻

生

渡

福岡県規則第八号 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する 福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則 (昭和三十二年福岡県規則第六十四号) の

情がある場合は到着前後)」を加える 第十六条第一項中「到着後」の下に「 (公務上の必要又は天災その他やむを得ない事

第二十一条第二項に次の一号を加える。

電子渡航認証 (入国許可) システムの申請料

兀

別表第一中「前原市 古賀市 福津市」を「古賀市 福津市 糸島市」 に改め、 「 糸

島郡」を削り、 同表備考中「平成二十年六月一日」を「平成二十三年四月一日」に改め

附 則 వ్త

この規則は、 公布の日から施行し、平成二十三年四月一日以後の発令に係る旅行から

適用する。

福岡県補助金等交付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻 生

渡

福岡県規則第九号

福岡県補助金等交付規則の一部を改正する規則

福岡県補助金等交付規則 (昭和三十三年福岡県規則第五号) の一部を次のように改正

する。

第三条中「本条において」を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

(補助金等の交付の除外要件)

第四条の二 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わ ないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限

りではない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第

二条第六号に規定する暴力団員

|| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団

又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

とき又は補助金等の」に、 処分又は」を「知事の処分若しくは」に改める。 第十六条中「、補助金等の」を「、第四条の二各号のいずれかに該当すると判明した 「決定の内容又は」を「決定の内容若しくは」に、 「知事の

附 則

この規則は、 平成二十三年四月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第六百

指定代理金融機関の指定 (平成五年一月福岡県告示第二十号) の一部を次のように改

正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

指定代理金融機関の名称等の表取扱事務の範囲の欄中「及び農業改良資金の支払事務

を削る。

附

則

福岡県告示第六百三号

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県職員住宅貸付要綱 (昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号) の一部を次のよ

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県知事

麻

生

渡

うに改正する。

第四条第一項第四号を次のとおり改める。

兀

前号に掲げる寮以外の寮

独身の者であって、次の各号のいずれかに該当するも

മ

1

入居日現在の年齢が二十八歳未満の者。

ただし、現に入居している者にあって

福岡県告示第六百二号

に定める。 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のよう

平成二十三年三月三十日

福岡県知事 麻 生

別表第一久留米寮の項を削る。

則

までとする。

するもの。ただし、

する年度の末日まで入居することができる。

採用日現在の年齢が二十八歳以上の者で、採用日の属する年度内に入居を希望

入居期間は入居日から三年を経過した日の属する年度の末日

は、二十八歳に達した日又は入居期間が三年を経過した日のいずれか遅い日の属

渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示 (昭和三十九年四月福岡県告示第 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

この告示は、平成二十三年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一に係る改正

福岡県告示第六百四号

粕屋新光園 粕屋新光園 新宮高等学校 福岡特別支援学校 新宮高等学校 福岡養護学校 新宮支店 新宮支店 を

に改める。

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事

号)の一部を次のように改正し、平成二十三年三月三十日から施行する。 の許可を受けなければならない区域の指定 (平成十四年七月福岡県告示第千二百四十

平成二十三年三月三十日

福岡県知事

麻 生

渡

表国道の部三号の項中「立花町、 遠賀町」 を「遠賀町」に改める。

表国道の部四百四十二号の項を削る。

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県教育委員会

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会規則第一号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則 (昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号) の一

部を次のように改正する。

別表第一中

第一条 福岡県教育庁組織規則 (平成十年福岡県教育委員会規則第三号) の一部を次の

ように改正する。

第八条第一号の表中

水曜日

文化財保護課 文化財保護課 管理係 管理係 文化財保護係 文化財保護係 企画係 調査第一係 調査第一 _ 係 に改める。 を

(九州歴史資料館組織規則の一部改正)

平成23年3月30日

第 条 九州歴史資料館組織規則 (昭和四十七年福岡県教育委員会規則第二号) の一部

を次のように改正する。

17

第三条第七号中「並びに緊急発掘調査」 を削り、 同条に次の二号を加える。

> 十四四 埋蔵文化財の発掘調査受託事業等の事務に関すること。

士五 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。

この規則は、 平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育センター組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育センター 組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育センター 組織規則(平成十二年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次

のように改正する。

第三条の表中

[: 8	情報教育班	産業教育班 情報	産業・情報教育部
こ女	性教育班 教育相談班	教育経営班 人権	教育経営部
- *		情報教育班	情報教育部
Ē	性教育班 教育相談班	領域教育班 人権	教育経営部

තූ

る教科を除く。以下同じ。)」を加える。 第六条第一号イ中「各教科」の下に「 (産業教育、 情報教育及び特別支援教育に関す

第七条第一号を次のように改める。

教育経営班

学校教育 (他の部及び班の所掌に係る教育活動を除く。以下同じ。) に関する

研究及び調査並びにその成果の普及に関すること。

第七条第三号イ及びロ中「教育相談、 学校教育に関する教職員の研修に関すること。 道徳教育、特別活動、 生徒指導及び進路指導」

を「教育相談及び生徒指導」に改め、同号八を削る。

第八条の見出し中「情報教育部」を「産業・情報教育部」 に改め、 同条中「情報教育

部班 の一号を加える。 を「産業・情報教育部各班」に改め、同条中第一号を第二号とし、同号の前に次

- 産業教育班
- 産業教育に関する研究及び調査並びにその成果の普及に関
- 産業教育に関する教職員の研修に関すること。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十日

福岡県立図書館組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県教育委員会

福岡県立図書館組織規則の一部を改正する規則

うに改正する。 福岡県立図書館組織規則 (平成十一年福岡県教育委員会規則第三号) の一部を次のよ

第七条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第五条第一号中「図書館資料 (」の下に「録音図書を含む。」を加える。

則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第二号

本

庁

出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程(昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号)

の一部を次のように改正する。

別表 (第九条関係) 別表を次のように改める。

			有 給	休暇				種 位 一
		特	別休暇				年次休暇	類の
れる場合あり、その勤務しないことがやむを得ないと認めらあり、その勤務しないことがやむを得ないと認めら職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要が	められる場合 生活の充実のため勤務しないことが相当であると認 生活の充実のため勤務しないことが相当であると認 て用期間が三十日以上の者に限る。) が夏季におけ 職員 (一の年の七月から九月までの期間内における	ないことが相当であると認められるとき。が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族に限る。)	ないことがやむを得ないと認められる場合退勤途上における身体の危険を回避するため勤務し地震、水害、火災その他の災害時において、職員が	認められる場合の事故等により出勤することが著しく困難であると晩貴が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関	認められるとき。 認められるとき。 、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会	れるとき。 合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めら い選挙権その他公民としての権利を行使する場	(職員の心身の疲労回復等事由を限定しない。)	事由
必要と認められる期間	。) 九月までの期間内に限る一日 (一の年の七月から	囲内の期間 田内の期間 田内の期間 田内の期間 田内の期間 田内の期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	ては、十日) 日 (任用期間が六月を超日 (任用期間三十日につきー	期間

公布する。		すること。
	年次休暇	種 休暇の
れるとき。 合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めら 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場	(職員の心身の疲労回復等事由を限定しない。)	事
必要と認められる期間	ては、十日) 日 (任用期間三十日につき	期間

		無 給	休暇	
———————————— 特 別	休 暇			病 気 休 暇
の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 での子 (当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。 での子 (当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。 難である場合 難である場合 を性職員が生理日において勤務することが著しく困 難である場合 をでの子 (当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。 が、その養育する中学校就学の始期に達するま 難である場合	女性職員が出産した場合	内に出産する予定である女性職員が申し出た場合: 六週間 (多胎妊娠の場合にあっては、十四週間) 以	とがやむを得ないと認められるとき。とがやむを得ないと認められるとき。とがやむを得ないと認められるとき。とがやむを得ないと認められるとき。とがやむを得ないと認められるとき。とがやむを得ないと認められるとき。	の勤務しないことがやむを得ないと認められる場合職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、そ
以内の期間 (通算可) 以内の期間 (通算可) 以内の期間 (通算可)	に就く期間を除く。) (産後六週間を経過した女性職員が就業を申した女性職員が就業を申した場合において医師が支障がないと認めた業務	となる期間に限る。) 出産の日までの申し出た	必要と認められる期間	一の年において任用期間が 百五十日起の場合にあっては十日、任用期間が 百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が 九十日までの場合にあっては五日、任用期間が 九十日までの場合にあっては五日、任用期間が 九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六 十日までの場合にあって
	 附		/ #	

備考

二(この表中「要介護者」とは、次に掲げる者(2に掲げる者にあっては、職員と

通算する (日を月に換算するに当たっては、三十日をもって一月とする。) 。

期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を

同居しているものに限る。) で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわ

たり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

1 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下

同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者

介護休暇	
が相当であると認められるとき。	しないことが相当であると認められる場合 (代行その他の要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者 職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者 職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者 しないことが相当であると認め いう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合
と認められる期間と認められる期間の期間内において必要月の期間内において必要月の期間内において必要	田内の期間 田内の期間 日 (東

附表

及び配偶者の子

孫	祖父母	子	父母	配偶者	親族
	合にあっては、七日) 三日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場	五日	†		日数

部を次のように改正する。

兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	合にあっては、七日) 一日 (職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場
母の配偶者又は配偶者の父	三日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日)
子の配偶者又は配偶者の子	一日 (職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日)
祖父母の配偶者又は配偶者の	
の兄弟姉妹の配偶者又は配偶者	一日(耶貞と生言を一にしていた均名におってに「三日)
偶者のおじ又はおばおじ又はおばの配偶者及び配	日日

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

出先機関

本

庁

福

平成二十三年三月三十日福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程(平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一

削り、同号ロ中「勧告」の下に「及び指導助言」を加え、同条第四号を削る。査第一係」を「企画係」に改め、同号イ中「及び発掘調査並びにこれらの指導助言」を第七条第一号中口を削り、八を口とし、二を八とし、ホを二とし、同条第三号中「調

第十六条第二号中トを削り、チをトとし、リをチとする。第十一条第二号二中「耐力度調査」の下に「及び耐震診断」を加える

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本

庁

出先機関

- 展面景教育委員会教育長 ジェーザル (1) 平成二十三年三月三十日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

の一部を次のように改正する。福岡県教育委員会事務決裁規程(平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)

」という。) が」を「指定都市 (以下「指定都市」という。) の」に改め、「高等学校 」の下に「、中等教育学校」を加え、「又は設置者」を「、設置者」に改め、 号中「、第二十六条第一項及び第三項」を「及び第二十六条第三項」に改め、 え、 に改め、 市町村立」の下に「の幼稚園」を加え、「高等学校」を「、高等学校、中等教育学校」 くは学則」を削り、 市が」を 「第二十四条の三、第二十六条第一項及び第二項並びに第二十六条の二」に改め、 別表六第一項第一号中「第百三十条」の下に「第一項並びに施行令第二十三条」を加 「第二百五十二条の十九」の下に「第一項」を加え、「指定都市 (以下「指定都市 「指定都市の」に改め、 「名称」の下に「、位置」を加え、同項第四号中「市町村の」を削り、同項第 同項第三号中「第二十六条第一項、 「及び設置者」を「、設置者」に改め、「、 第二項及び第二十六条の二」を 同項第二 位置若し 「指定都

る」に改める。 五号中「市町村の」を削り、「教育の停止を命令する」を「教育をやめるべき旨を命ず

」に改め、 号を削り、 同表第十四項第三号中「部長」を「課長」に改め、同表第二十項第一号中「 (県費負担 及び第九号中「第二条第十二号」を「第二条第十三号」に改め、同表第十三項第九号中 項第十号とし、同項第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第五項第八号 校職員の分限に関する規則」を「福岡県の職員の分限に関する規則」 教職員を除く。)」を削り、 「教育次長」を「課長」に改め、同項第十六号中「教育長」を「教育次長」に改め、 別表八第二項第一号中「実施の大綱」 同項第十一号中「分限規則第三条」を「分限規則第六条」に改め、同号を同 同項第三号中「教育次長」を「課長」に改め、同表第四項中「福岡県公立学 「教育長」を「課長」に改める。 を「実施要項」に改め、 「教育次長」 に改め、 同項第十 を「課長

別表十第一項第二号中「高校学校長」を「校長」に改める。

四号とし、第六号を第五号とする。 別表十四教育事務所長の項第六項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

人事委員会

与の手続に関する規則を制定し、ここに公布する。福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会の付

平成二十三年三月三十日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述

の機会の付与の手続に関する規則

(趣旨

規定による口頭で意見を述べる機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとす二十七号。以下「条例」という。) 第二十条の規定に基づき、条例第十八条第三項の第一条 この規則は、福岡県職員の退職手当に関する条例 (昭和三十八年福岡県条例第

21

る

(定義)

- での規定による処分を受けるべき者をいう。 当事者 条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項ま
- いう。
 一 意見陳述 条例第十八条第三項の規定により当事者が口頭で意見を述べることを

(申立てを行う意思の有無の確認等)

第五項までの規定による処分について諮問を受けたときは、当事者に対し、条例第十第三条 人事委員会は、条例第十四条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項から

八条第三項に規定する申立てを行う意思の有無を確認するものとする。

し、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、陳述書及び証拠書類又は証拠物 (以下2) 人事委員会は、前項の規定により意思の有無を確認する場合において、当事者に対

「陳述書等」という。) を提出することができることを教示しなければならない。

(意見陳述の機会の付与に係る通知等)

指定し、これを当事者に通知するものとする。第四条の人事委員会は、意見陳述の機会を付与するに当たっては、その期日及び場所を

- 場合には、人事委員会に対し、意見陳述の機会の期日の変更を申し出ることができる2.人事委員会が前項の通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由がある
- 4 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日又は場所を変更したときは

速やかに、その旨を当事者に通知するものとする。

(代理人)

第五条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述に関する一切の行為をすることができ

న్త

22

3 会に提出しなければならない 当事者は、代理人を選任したときは、 代理人資格証明書 (様式第一号) を人事委員

4 失届出書 (様式第二号) を人事委員会に提出しなければならない。 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、 代理人資格喪

(意見陳述の機会の期日における陳述の制限及び秩序維持)

2 第六条 陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対 人事委員会は、前項に規定する場合のほか、意見陳述の機会の審理の秩序を維持す その陳述を制限することができる。 人事委員会は、 意見陳述の機会の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて

等必要な措置をとることができる。 るため、意見陳述の機会の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる

(意見陳述の機会の期日における審理の公開

報

公

第七条 めるときを除き、公開しなり 意見陳述の機会の期日における審理は、 人事委員会が公開することを相当と認

2 日及び場所を県庁前の掲示場に掲示するものとする。 と認めたときは、速やかに、その旨を当事者に通知するとともに、 人事委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当 当該意見陳述の期

(陳述書等の提出)

福

畄

県

第八条 陳述の機会の期日までに陳述書等を提出することができる。 当事者は、意見陳述の機会の期日への出頭に代えて、 人事委員会に対し、

(当事者の不出頭等の場合における意見陳述の機会の終結

第九条 人事委員会は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく意見陳述の機会の ることができる。 見を述べ、及び陳述書等を提出する機会を与えることなく、意見陳述の機会を終結す 期日に出頭せず、かつ、陳述書等を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意

2 れらの者に対し、期限を定めて陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに意 れらの者の意見陳述の機会の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、こ 会の期日に出頭せず、 人事委員会は、 前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が意見陳述の機 かつ、前条に規定する陳述書等を提出しない場合において、こ

> 見陳述の機会を終結することとすることができる。 (所在が知れないときの周知の方法

第十条 達したものとみなす。 知を交付する旨を県庁前の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場 べき者の所在が知れないときは、当該通知を、その送付を受けるべき者にいつでも通 合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到 人事委員会は、意見陳述に関する通知をする場合において、当該通知を受ける

第十一条 この規則に定めるもののほか、意見陳述の機会の付与の手続に関し必要な事 項は、 人事委員会が定める。

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

福岡県人事委員会委員長 殿

住所

氏名 印

年 月 日に において行われる意見陳述の機会につい ては、次の者を代理人として選任し、私のために意見陳述の機会に関する一切の 行為をすることを委任します。

意見陳述の機会の件名		
代理人の住所	(電話番号)	
代理人の氏名		

様式第2号 (第5条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

福岡県人事委員会委員長 殿

住所

氏名 印

年 月 日に において行われる意見陳述の機会につい ては、次の者が代理人としての資格を失ったので届け出ます。

意見陳述の機会の件名	
代理人の住所	
代理人の氏名	

第十七条第四項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した五時

再

掲

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋

福岡県人事委員会規則第四号

の一部を次のように改正する。福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

養育するため取得した日数を減じて得た日数)」を加え、同号に次のように加える。て、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子をで、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。以下この号において同じ。)」に、「当該期間内」に改め、「五日」の下に「(口に掲げる場合にあっては、五日を「次に掲げる期間内」に改め、「五日」の下に「(口に掲げる場合にあっては、五日を「次に掲げる期間内」に改め、「五日」の下に「(口に掲げる場合にあっては、五日を「次に掲げる期間内」に改め、「五日」の下に「(口に掲げる場合にあっては、五日を「次に掲げる期間内」に表示といる場合にあっては、第十六条第一項第十四号中「その出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、第十六条第一項第十四号中「その出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、

戦員 において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する イ 出産予定日の六週間前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間

該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を除く。員(イの規定により当該出産の日後八週間を経過する日までの期間において、当場合で、人事委員会が別に定める期間において、当該出産に係る子を養育する職口 出産に係る子の特別な事情により任命権者が特に配慮することが必要と認める

平成23年3月30日

ただし、次に掲げるいずれかの時間帯のみを勤務しない場合にあっ間」を「通じて四時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

- 始業の時刻から休憩時間の開始の時刻までの時間帯
- 休憩時間の終了の時刻から終業の時刻までの時間帯

附則

(施行期日)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

1

(経過措置)

2

前の例による。出産する場合について適用し、同日前に職員の妻が出産する場合については、なお従の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が項第十四号口の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員「この規則による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十六条第一

施行日前に承認された介護休暇については、なお従前の例による。

3

福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここする同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

平成二十三年三月十八日

に公布する。

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第五号

十七号)の一部を次のように改正する。福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則(平成十八年福岡県人事委員会規則第福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

第五条の次に次の一条を加える。

(特地公署等の見直し)

第六条 特地公署及び準特地公署並びに級別区分については、五年ごとに見直すのを例

別表第二 (第三条関係)

とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

(第二条関係

=	宗像警察署大島駐在所	宗像市大島	
区 級分別	公署名	所 在 地	

八女市矢部村北矢部	所 在 地
八女警察署矢部駐在所	公署名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する

2 この規則による改正後の福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則第二条に定 (特地公署として指定されていた公署に関する経過措置

めるもののほか、朝倉警察署高木駐在所については、平成二十六年三月三十一日まで

特地公署とする。

福

3 」という。) 第二十三条の二第二項の規定にかかわらず、経過措置基礎額に百分の四 て得た額 (その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じ 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号。 前項の規定により特地公署とされた公署に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、 以下「条例

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の百

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで 百分の七十 百分の四十

ずる手当の月額は、条例第二十三条の二の二第三項又は第五項の規定にかかわらず 経過措置基礎額に百分の五 (平成二十三年三月三十一日 (以下「基準日」という。) 附則第二項の規定により特地公署とされた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準

> 二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算し り捨てた額)とする。 項及び第六項において「異動の日」という。) から起算して四年に達した場合におけ に定める割合を乗じて得た額 (その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 ついては百分の二) を乗じて得た額に、前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号 の期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後に して五年に達した場合及び平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで 算して五年に達する日までの間については百分の四、 て四年に達した場合におけるその四年に達した日後から当該期間内の異動の日から起 る平成二十三年四月一日から異動の日から起算して五年に達する日までの間及び平成 以前に条例第二十三条の二の二第二項に規定する公署を異にする異動の日 (以下この 基準日以前に異動の日から起算

(準特地公署として指定されていた公署に関する経過措置

5 の間、準特地公署とする。 めるもののほか、次の各号に掲げる公署については、平成二十六年三月三十一日まで この規則による改正後の福岡県警察職員の特地勤務手当等に関する規則第三条に定

- 朝倉警察署小石原駐在所
- 豊前警察署本庄駐在所
- Ξ 田川警察署英彦山駐在所
- 兀 五 うきは警察署新川駐在所 八女警察署横山駐在所
- 六 八女警察署大淵駐在所
- 6 成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算 措置基礎額に百分の四(基準日以前に異動の日から起算して五年に達した場合及び平 手当の月額は、条例第二十三条の二の二第三項又は第五項の規定にかかわらず、経過 て得た額 (その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする て得た額に、附則第三項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じ して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、 前項の規定により準特地公署とされた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる 百分の二) を乗じ

(経過措置基礎額

7 分に応じ、当該各号に定める額とする 附則第三項、附則第四項及び前項の経過措置基礎額は、 次の各号に掲げる職員の区

間算出率を乗じて得た額) 及び扶養手当の月額の合計額 (その額が当該職員の現に 規定により採用された職員(以下この項において「任期付短時間勤務職員」という 間算出率」という。) で除して得た額、育児短時間勤務職員等であって基準日にお び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 (以下この項におい 受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該 下この項において「任期付短時間算出率」という。) で除して得た額に任期付短時 定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 (以 で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児休業法第十八条第一項の 間勤務職員等であったものにあってはその月額を基準日における育児短時間算出率 間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であって基準日において育児短時 勤務時間条例」という。) 第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間 務時間、 時間勤務職員等であったものにあってはその月額を基準日における福岡県職員の勤 て「育児短時間勤務職員等」という。) 以外の職員であって基準日において育児短 育児休業法」という。) 第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及 いて育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあってはその月額に育児短時 を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数 (以下この項において「育児短時 公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号。以下この号において「 いて「条例適用職員」という。) である職員 基準日に受けていた給料月額 (地方)にあってはその月額を基準日における勤務時間条例第二条第四項の規定により 基準日から引き続き条例に規定する給料表の適用を受ける職員 (以下この項にお 休暇等に関する条例 (平成十年福岡県条例第一号。以下この号において「

間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における育児短時間算出率 で除して得た額、 前号に掲げる職員以外の職員 た給料月額 (育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時 育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職 基準日後新たに条例適用職員となった日に受けて

> 短時間算出率を乗じて得た額、 の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額) 及び扶養手当の月額の合計額 (その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当 における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額 ものにあってはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児 員等以外の職員であったものにあってはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た 育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であった 任期付短時間勤務職員にあってはその月額をその日

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 ここに公布する。 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規

福岡県人事委員会委員長

常 盤 洋

則

会規則第十三号) の一部を次のように改正する。 第十二条の二十二の四第二項に次のただし書を加える。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員

する。 別料金等の額を支給対象期間の月数で除して得た額が四万千円を超えるものの特別料 県内に準ずる地域として人事委員会が定める地域を除く。) である職員 (任用の事情 金等の額は、 等を考慮して人事委員会が認める職員を除く。) で、この条の規定により算出した特 ただし、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路の始点又は終点が福岡県外(福岡 支給対象期間につき、四万千円に支給対象期間の月数を乗じて得た額と

附 則

施行期日

1 この規則は、 平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 四第二項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。 路が変更されるまでの間の特別料金等の額については、改正後の第十二条の二十二の この規則の施行の日の前日から引き続き特別料金等の額を支給される職員の通勤経

す る。 する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋

福岡県人事委員会規則第七号

報

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則 (昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号

の一部を次のように改正する 別表第一知事部局の項中

県

公

畄

福

科衛生学院 歯科大学附属歯 消 防 学 校 学院長 校 長 Ξ 五 種 種

消 防 学 校 校

툱

Ξ 種

を

附 則

この規則は、

平成二十三年四月一日から施行する。

に改める。

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋

福岡県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号) の

別表第二九州歯科大学附属歯科衛生学院の項を削る。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第一項において準用

福岡県人事委員会訓令第二号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

局

平成二十三年三月十八日

福岡県人事委員会委員長 常 盤 洋

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程 (平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号) の

部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第一項中第二十一号を第二十四号とし、第二十号を第二十三

号とし、第十九号を第二十二号とし、第十八号の次に次の三号を加える。

第十六条第一項第十四号口の規定により、父親育児休暇が認められる期間を定め

第十六条第一項第十五号の規定により、子の看護休暇の対象となる疾病の予防を

図るために必要な世話を定めること。

20

19

21 ےے 第十六条第一項第十六号の規定により、 短期介護休暇の対象となる世話を定める

別表第一給与公平課の項第二十一項第九号の次に次の一号を加える。

9の2 第十二条の二十二の四第二項ただし書の規定により、福岡県内に準ずる地域 を定めること及び任用の事情等を考慮する職員を認めること。